

## 裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

処 分 庁 赤平市長 畠 山 渉

審査請求人が令和3年2月24日に提起した処分庁による滞納市税等の徴収に係る給与債権の差押処分に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事実の概要

- 1 処分庁は、審査請求人の滞納していた住民税、固定資産税・都市計画税を徴収するため、第三債務者の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○から令和3年2月分以降支払を受けるべき給与及び賞与から国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「法」という。）第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権の差押処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人は、令和3年2月24日、本件処分を不服として、本件審査請求を申し立てた。
- 3 審査請求人は、令和3年3月15日、処分庁が提出した弁明書に対する反論及び本件審査請求の裁決の遅延による休業補償の請求を令和3年4月12日、申し立てた。



立ての趣旨及び理由については、本件処分に関わりのない事柄が多く」とあるが、審査請求人が不服として記載している内容は、〇〇〇〇〇若しくは市の〇〇〇〇〇が引き起こした事案で、市が利益を受けている行為であり、無関係とは言い切れない。

(5) 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する不法行為について

入札前に事業を着手させ、市民及び業界に迷惑をかけた。また、〇〇の退任に伴い、事業継続を確約して発注する官製談合を誘導していた。

(6) 不正融資について

〇〇〇〇〇〇〇〇に〇〇〇〇資金の対象融資と偽り不法行為を行った。〇〇〇〇〇資金は、対象機械しか融資のできない制度であるが、会計監査から、改造による不正融資を受けたことについての指摘を避けるため、一括返済を仕組み、代表者が審査請求人に補償依頼にきて車両購入で債務保証を持ちかけてきたので、個人で引き受けたことにより不正融資を知った。

それを何度も指摘して残額を担保、若しくは回収にて滞納市税の充当を処分庁に訴えるも、就業先に出向き「〇〇〇〇〇〇〇〇〇を協力会社に入れてくれば・・・」と不法行為の隠蔽と〇〇〇〇〇〇〇〇の助けとなる働きを目的として担保、相殺を拒否しているのは明らかであり、営業行為である。

(7) 〇〇〇における債務保証事件について

〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇から未回収代金の寄付を打診され、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が関与していることから、審査請求人は不法行為に配慮し、寄付を融通したが返済されず、〇〇〇〇〇〇〇〇と調停中に〇〇〇〇の債務に充当すること、虚偽の内容が多く事実確認が必要との話をして、判決は証拠不十分との判決であったが、何か政治的配慮があると思われること、〇〇〇〇〇の不法伐採の立木補償費を考えると、納得できる面はあるので、これは明らかな市の利益である。よって無関係ではない。担保となる内容を明示しているにも関わらず何の調査もなしに現在に至り、時効により問題ないとするが、市の隠蔽工作と認識の甘さが今回の審査請求人の訴えである。

(8) 休業補償について

今回の給与差押に際し、異議申し立てに対する結果が遅く、仕事に支障をきたしたのと生活が困難な状況に陥っているので、月額50万円で就業先が決まるまで休業補償を請求します。通院も支払いも生活もできないのでご了承願います。

## 2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、法第47条、地方税法第331条第1項及び同法第334条、

同法第373条第1項など、法に規定する滞納処分の例により行ったものである。

未納の平成28年度住民税第1期から第4期まで、平成30年度住民税第1期から第4期まで、令和元年度住民税第1期から第4期まで、令和2年度住民税第1期から第3期まで、平成30年度固定資産税及び都市計画税第1期から第4期まで、令和元年度固定資産税及び都市計画税第1期から第4期まで、令和2年度固定資産税及び都市計画税第1期から第4期までの本税及び延滞金について、督促状により納付の督促を行い、納付の督促をしても本件滞納市税について完納されないことから、令和3年2月17日、法第62条第1項の規定により〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ債権差押通知書を郵送し、同月22日に送達された。法第54条に基づき債権差押調書（謄本）を滞納者である審査請求人に送付した。審査請求人が滞納していた本件滞納市税を徴収するため〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から令和3年2月分以降支払を受けるべき給与及び賞与から法第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権の差押処分を行った。次いで、法第67条第1項に基づき、3月25日に取立てを行い、法第76条に定めによる差押禁止額の範囲内である、212,000円の給付を受けた。債権者は赤平市長のみであることから、国税通則法第105条に基づき、本件換価代金212,000円全額を、赤平市の歳入歳出外現金の費目23債権差押金に受入した。本件差押処分により第三債務者等から給付を受けた金銭は法第5章第4節の定めるところに配当しなければならないとされているため、審査請求人の主張は認められないといわざるを得ない。

- (2) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 理 由

### 1 処分の根拠について

本件徴収金は、いずれも督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないため、地方税法の規定により、処分庁は、審査請求人の財産を差し押さえなければならないものであり、また、本件処分に当たっては、同法においてその例によるものとされる法の規定に従い、審査請求人に

差押調書の謄本を、第三債務者に債権差押通知書をそれぞれ送達し、審査請求人の給与及び賞与のうち差押えが禁止された部分の金額を除いて差し押さえたことが認められる。

したがって、本件処分は、地方税法及び法の定めるところにより適正に行われており、違法又は不当な点はない。

また、審査請求人は、本件審査請求の裁決の遅延による休業補償を求めているが、審理手続に違法な点は認められず、休業補償に関する規定も存在しない。

## 2 処分の理由提示について

市税の滞納者が地方税法第329条第1項の規定による督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている（同法第331条第1項第1号）。

また、差押えに当たっては、差押調書を作成し、差し押さえた財産が債権である場合は、差押調書の謄本を滞納者に交付しなければならないこととされているほか、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することとされている（法第54条第2号）。

一方、給与に係る債権を差し押さえる場合においては、給与収入が給与生活者の生計に占める重要性に鑑み、その最低生活の維持に充てられるべき金額に相当する部分の差押えが禁止されている（法第76条）。具体的には、給与のうち、①給与につき源泉徴収される所得税に相当する金額（同条第1項第1号）、②給与につき特別徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額（同項第2号）、③給与から控除される社会保険料に相当する金額（同項第3号）、④滞納者及びその者と生計を一にする親族に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額を勘案して政令で定める金額（同項第4号。国税徴収法施行令第34条において、1月ごとに100,000円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額）と定められている。）並びに⑤給与から前記①から④までの金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（同項第5号）の合計額に達する

までの部分の金額は、差し押さえることができないこととされている。

また、賞与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給与であって、支給の基礎となった期間が1月であるものとみなして、差押えが禁止される金額を計算することとされている（第76条第3項）。

そこで、本件について見ると、本件徴収金はいずれも督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかったため、処分庁が地方税法第331条第1項及び第334条並びに第76条第1項及び第3項の規定により、給与及び賞与のうち差押えが禁止されている前記①から⑤までの金額の合計額に達するまでの部分の金額を除いて本件処分を行い、同法第54条及び第62条第1項の規定により、審査請求人に差押調書の謄本を、第三債務者に債権差押通知書をそれぞれ送達していることから、審査請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1の(2)において、処分庁の本件処分に関する対応が不適切であるとの不服申立てであるが、本件処分は、地方税法及び法の規定に基づき適正に行われたことが認められる。

その他、審査請求人が主張する前記審理関係人の主張の要旨1の(2)以外の不服申し立てについては、具体的な事実の立証がなく、本件処分の停止、取消し及び変更をする理由とはならない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年5月18日

審査庁

赤平市長 畠山 渉

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、赤平市を被告として(訴訟において赤平市を代表する

者は赤平市長となります。), 裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし, この裁決の取消しの訴えにおいては, 不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として, 裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は, この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に, 赤平市を被告として(訴訟において赤平市を代表する者は赤平市長となります。), 処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし, 上記の期間が経過する前に, この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は, 裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお, 正当な理由があるときは, 上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この裁決書の謄本は, 原本と相違ないことを証明する。

令和3年5月18日

赤平市長 畠 山 渉